

平成 22 年 7 月 23 日

各 位

八千代工業株式会社
代表取締役 加藤 正彰

浜松工場跡地における、土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定解除について

弊社は、平成 22 年 3 月 30 日に浜松工場跡地（浜松市西区大山町二ノ平 4 0 9 2 番地の 2）の一部において、基準値を超える「ふっ素及びその化合物」が検出されたと発表致しました。

本件につきましては、特定有害物質が検出された区画の土壤を掘削除去することにより土壤汚染除去工事を行い、平成 22 年 7 月 1 日に浜松市に報告書を提出致しました。その結果、平成 22 年 7 月 22 日に別紙のとおり「形質変更時要届出区域」から解除されましたので、ご報告いたします。

1. 土壤汚染除去工事の概要

- ・ 特定有害物質が検出された区画について「絞込み調査」を実施し、土壤汚染の範囲を確定し、汚染範囲が確定した部分の土壤（90.0 m³）を掘削除去し、平成 22 年 6 月 9 日に清浄土で埋め戻しました。
- ・ 掘削除去された土壤は、許可を受けた事業者により適正に運搬・処理されたことを管理票により平成 22 年 6 月 25 日に確認しました。

2. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、本社管理部で対応致しますので、よろしくお願い致します。

八千代工業株式会社 本社 管理部総務・法規ブロック
電話 0 4 （ 2 9 5 5 ） 1 2 1 1



浜松市公報

発行 〒430 8652

浜松市中区元城町 103 2

浜松市

（企画部 政策法務課）

電話 053 457 - 2250

目次

<告示>

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(環境部環境保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

告 示

浜松市告示第423号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成22年浜松市告示第238号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年7月22日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 指定を解除する区域
浜松市西区大山町二ノ平4092番地の2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図

